

周南市公共施設再配置計画改訂支援業務 仕様書

1 業務名

周南市公共施設再配置計画改訂支援業務

2 業務目的

「周南市公共施設再配置計画」は、策定から10年を迎え、この間の社会情勢の変化への対応や、「第3次周南市まちづくり総合計画」との連携を考慮して、基本計画を見直す必要がある。

厳しい財政状況が続く中で、公共施設等を取り巻く状況の変化を踏まえて再配置の取組みに関する基本方針や計画目標等を見直し、本市の公共施設マネジメントの実効性を向上させるため、「周南市公共施設再配置計画」を改訂することを目的とする。

なお、この仕様書は、本市が想定する標準的な業務内容を示すもので、目的達成のために必要と考えられる事業者の提案を制限するものではない。

3 履行場所

周南市内

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 業務内容

(1) 周南市公共施設再配置計画の改訂

①資料収集・整理

・改訂の検討時点において把握可能な公共施設等の状態（竣工年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果、維持管理・更新コスト等）を収集・整理する。なお、原則として、対象施設に係る基本情報等の資料は、本市より貸与するが、不足している情報等については、本市と協議の上、施設所管課への調査、ヒアリング等により情報収集を行い、整理すること。

②各種データの更新・追加

・施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移、利用状況、維持管理コスト、過去に行った対策の実績など、公共施設等の状況について更新・追加する。

・総人口、年代別人口、地域別人口について、推移及び今後の見通しを更新・

追加する。

- ・歳入、歳出、建設事業費などの財政状況について、推移及び今後の見通しを更新・追加する。
- ・収集した資料や情報を基に、再配置計画に掲載する各種図表を更新・追加する。

③現行の計画の検証

- ・現行の計画を基に実施されてきた公共施設再編の方策や、個別施設計画の内容に関し、実態としての再編の検討・実施状況、目標数値の達成状況などを把握し、進捗を評価する。

④課題の抽出

- ・現行の計画の検証結果に基づき、再配置計画を改訂する上での課題を抽出する。

⑤市民意向調査の実施と分析

- ・市民意向調査を実施し、集計、分析を行う。
- ・対象市民の抽出は本市が行い、受注者へ抽出データを提供する。
- ・調査票の設計、印刷、返信用封筒の印刷、これらの封入、送付、返信に係る経費は委託料に含む。

⑥個別施設計画の反映

- ・施設所管課ごとに作成されている既存の個別施設計画について、分類別に整理し、再配置計画に反映させる。

⑦見直し方法の検討

- ・前項までに調査した結果や分析、検証した結果を踏まえて、再配置計画を運用する上での課題を解消する見直し方法を検討する。

⑧中長期の経費推計方法の導出

- ・現行の計画で試算されている中長期の経費推計方法を踏まえて、これまでの工事実績費用や最新の参考文献、積算基準類を適用し、より現実に即した経費の推計方法を導出する。

⑨コストシミュレーションの実施

- ・前項で導出した推計方法により、コストシミュレーションを実施し、施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を実施した場合の見込み、対策の効果額及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等について、個別施設計画や再配置の取組みの内容を踏まえて推計する。

⑩計画目標の設定と基本方針の検討

- ・前項のコストシミュレーションの結果を踏まえて現行の計画の数値目標と

の比較・分析を実施し、本市の予算規模や歳出、歳入の状況、一般財源への負担等を鑑み、実効性の高い計画目標を設定するとともに、目標を達成するための取組方針について検討する。

⑪計画の実効性を高める方策の検討

- ・本市のアクションプラン（施設分類別計画、地域別計画、長期修繕計画、長寿命化計画）を策定する際の指針、参考事項、素材等について、策定済の計画やこれまでの取組みを精査し、計画目標の実現に向けて効果的な計画を効率的に策定できるよう、見直しを検討する。

⑫計画の進捗を管理する方策の検討

- ・再配置計画の進捗を管理するため、延床面積の削減率に加え、新たな成果指標を設定するとともに、PDCAサイクルにより定期的に結果をフィードバックし、計画の精度を向上させる方策を検討する。

⑬公共施設再配置計画の改訂

- ・前項までの検討内容、関係会議や庁内及び市民向け説明会の意見、パブリックコメントを反映し、周南市公共施設再配置計画を改訂する。
- ・改訂については、国の「インフラ長寿命化基本計画」や「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」を踏まえ、本市のまちづくり総合計画及び関連計画との整合をとること。

（２）合意形成支援

- ・関係会議の運営支援（資料作成、出席説明、議事録作成）を行う。
- ・庁内や市民に向けた説明会の運営支援（資料作成、出席説明、議事録作成）を行う。
- ・パブリックコメントの対応について、意見のとりまとめと計画への反映方法を検討する。

（３）打合せ協議等

- ・打合せは、業務着手前、中間時、業務完了時及び随時に必要に応じて行うものとする。なお、業務責任者は、業務着手時、成果品納品時及び主要な打合せには出席する。

6 成果品

本業務における成果品は、次のとおりとする。なお、納品時期等の詳細については、発注者との協議により定める。

- （１）周南市公共施設再配置計画（本編） 電子データ 一式
- （２）周南市公共施設再配置計画（概要版） 電子データ 一式
- （３）調査、分析及び検討結果の報告書 電子データ 一式

(4) 議事録及び収集・作成した資料等 電子データ 一式

7 各年度の支払金額

令和7年度の支払金額は、当該年度の出来高の10分の9の金額(10万円未満切捨て)について、実施要領に示す支払限度額の範囲で支払う。令和8年度は、その残額について支払う。

8 業務条件

- (1) 周南市の条例、規則等を遵守し、市の立場に立ち業務の遂行にあたること。
- (2) 周南市との円滑なコミュニケーションが実現できるよう努めること。
- (3) 業務責任者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の能力及び経験を有する担当者を配置すること。
- (4) 受注者は、契約締結後10日以内に業務実施計画書(業務概要、実施方針、工程表、体制表、その他必要事項)を提出すること。
- (5) 本業務の全部を第三者に再委託することは認めない。ただし、業務の一部を委託する場合については、あらかじめ周南市の承諾を得ること。
- (6) 本業務の履行にあたり必要となる資料及びデータの提供は、周南市が妥当と判断する範囲内で提供する。
- (7) 受注者は、周南市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- (8) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて周南市に帰属するものとする。
- (9) 本業務において打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し提出すること。
- (10) 本仕様書の解釈及び本仕様書に記載の無い事項に関して疑義が生じた場合は、周南市と受注者において、別途協議の上、対応するものとし、議事録を作成し、提出すること。